

議第 37 号 呉市旅館業法施行条例及び呉市公衆浴場法施行条例の一部を改正する 条例の制定について

1 改正の趣旨

旅館業及び公衆浴場における施設等の衛生管理基準に係る国の技術的助言である「旅館業における衛生等管理要領」・「公衆浴場における衛生等管理要領」（いずれも平成12年生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知。以下これらを「要領」といいます。）の一部改正を踏まえ、所要の規定の整備をするものです。

2 要領等の改正の背景及び内容

近年、全国で公衆浴場及び旅館の利用者がレジオネラ属菌に感染する事例が増加していることから、国は、厚生労働科学研究で得られた最新の知見等に基づき、要領の一部を改正し、旅館業を営む者及び浴場業を営む者がその営業施設において講じなければならない施設設備及び衛生管理の基準について、レジオネラ症対策の観点から、規定の見直しや追加を行いました。

【参考】レジオネラ症

レジオネラ症は、レジオネラ属菌による細菌感染症のことで、重症の肺炎である「レジオネラ肺炎」などを引き起こすことが知られています。

レジオネラ属菌に汚染された細かい霧やしぶきの吸入などによって感染し、その感染源として、冷却塔水、加湿器や循環式浴槽などが報告されています。

3 主な条例改正の内容

要領の一部改正を踏まえ、浴槽水の消毒について、浴槽水中の塩素濃度の管理値の下限を1リットル中0.2ミリグラムから0.4ミリグラムに変更するとともに、集毛器の洗浄方法に係る規定、貯湯槽、配管等の構造に係る規定及び定義規定を追加します。

4 広島県内の状況

呉市旅館業法施行条例（平成24年呉市条例第39号）及び呉市公衆浴場施行条例（平成24年呉市条例第40号）については、県内で同一の基準に基づき運用を図るため、条例制定時に県内の保健所設置市（広島市、福山市及び呉市）が、以前から条例を制定していた広島県と同様の基準で制定しています。この度の改正についても、広島県、広島市及び福山市と協議をし、同様の基準としています。

5 施行期日

令和2年4月1日